

その火災、ひとたび燃え上がれば、 もう誰にも止められない。

廃プラスチック類、廃タイヤ類を扱う事業所の方へ

消火困難、環境汚染、信用の失墜 一つの火災が事業の存続を脅かします

① 消火が極めて困難



内部で燃え続け、表面だけ消しても再燃を繰り返します。鎮火には膨大な時間と水が必要です。

② 有毒な黒煙と環境汚染



大量の有毒な黒煙が発生し、周辺住民の健康を脅かし、広範囲の土壤や河川を汚染します。

③ 社会的信用の失墜



近隣への甚大な被害は、補償問題だけでなく、事業継続を不可にするほどの信用の失墜に繋がります。

消防署への「届出義務」を果たしていますか？

一定量以上の指定可燃物を保管する場合、火災予防条例に基づく事前の届出が義務です。

届出が必要な基準量（合成樹脂類）



発泡スチロール等、
発泡させたもの：
20立方メートル以上



廃プラスチック、廃タイヤ等、
その他のもの：
3,000kg以上

届出先



事業所の所在地を管轄する
各消防署

罰則

無届出や基準違反は、
30万円以下の罰金の対象となります。

（茨城西南広域市町村圏事務組合火災予防条例 第49条）

【最重要】令和6年4月1日施行 茨城県の新たな屋外保管基準

火災予防条例に加え、より厳格な「茨城県 再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例」の遵守が必須です。

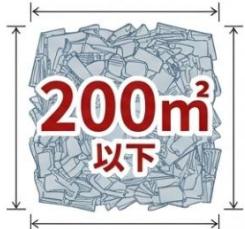
高さ制限



【高さ制限】

積み上げられた再生資源物の高さは
5m以下とすること。

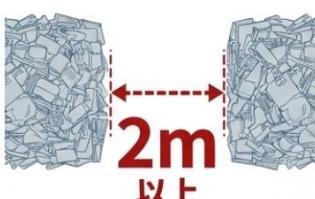
面積制限



【面積制限】

1つの集積単位（山）の面積は
200平方メートル以下とすること。

離隔距離



【離隔距離】

隣接する集積単位（山と山）の間隔は
2m以上確保すること。

保管基準のポイント：『山を低く、小さく、離す』

大規模な一つの山にするのではなく、管理可能な単位に分割することが延焼防止の鍵です。

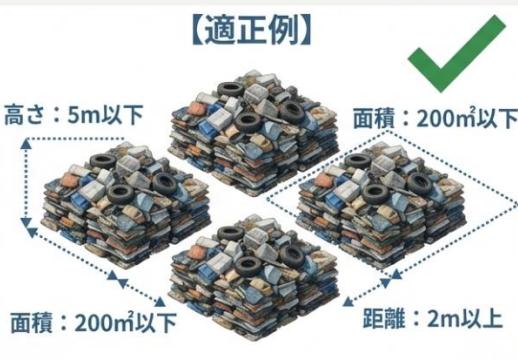


【違反例】



- ・高さ・面積が基準を超過
- ・山が一つに繋がっており、一度燃え広がると手がつけられない。

【適正例】



- ・この「2mの隙間」が、万一の際の延焼を防ぐ命綱（防火帯）となります。

危険を未然に防ぐ、毎日の安全管理チェックリスト

- 消火器の準備**：すぐに使える場所に、適切な能力の消火器が設置されていますか？
- 火気管理の徹底**：敷地内は原則禁煙ですか？溶接など火気を使用する作業の際は、火花飛散防止対策をしていますか？
- 環境整備**：保管場所の周囲に、枯草や油類など燃えやすいものが放置されていますか？
- 重機の管理**：重機や車両の定期点検を行い、エンジン過熱や油漏れを防いでいますか？
- 放火対策**：敷地周囲に囲いを設け、部外者がみだりに立ち入れないようになっていますか？夜間や休業日の施錠・巡回は万全ですか？